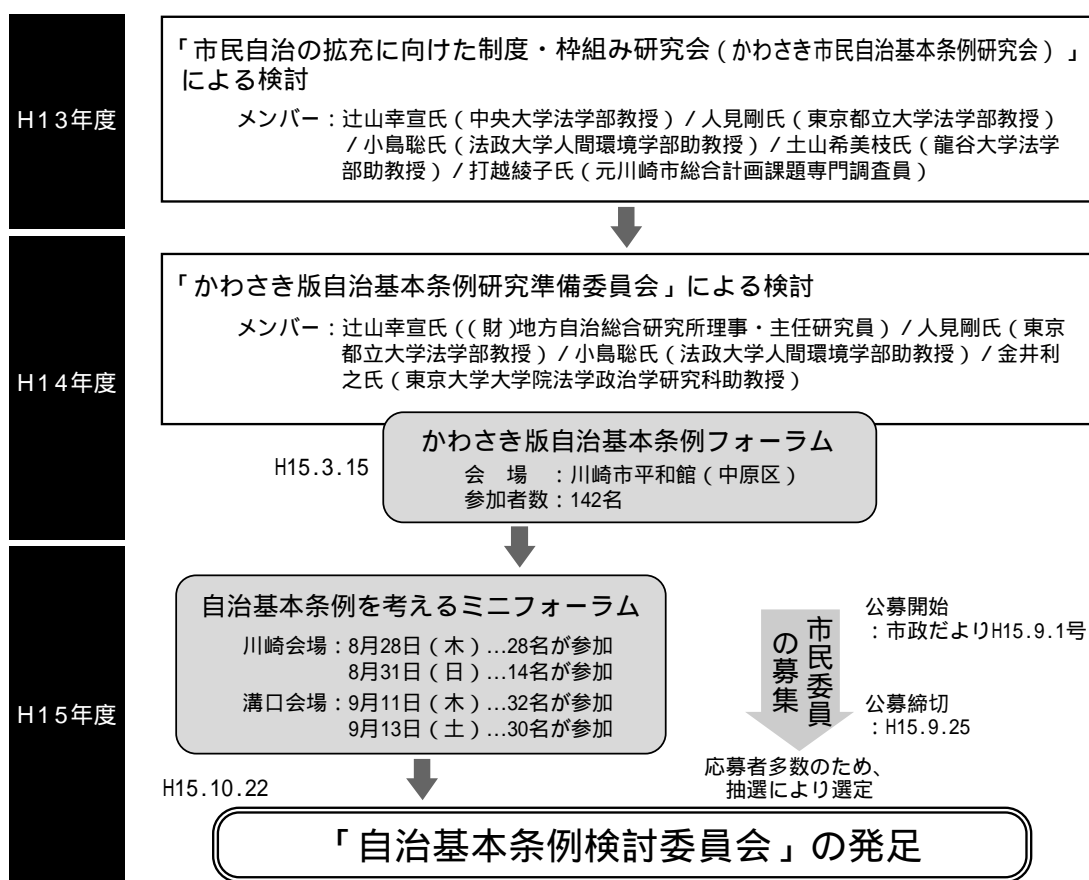


自治基本条例の検討にあたって（案）

1. 市民自治拡充に向けたこれまでの市の取り組み状況と検討委員会発足までの経過

- ・川崎市では、「市民自治の拡充に向けた新たな制度の意義・枠組み」を研究する一環として、平成13年度から、自治基本条例についての論点整理等の作業を進めてきました。
- ・その検討経過を、今年の3月に開催した「かわさき版自治基本条例フォーラム」で報告しました。また、8月～9月には、自治基本条例に関心のある市民の方を対象として、「自治基本条例を考えるミニフォーラム」を市内2会場（川崎・溝口）で開催しました。

市民自治拡充に向けたこれまでの市の取り組み状況



研究会および準備委員会メンバーの肩書きは、当時のものを掲載しています。

2. 自治基本条例検討委員会の目的とスケジュール等について

(1) 委員会の目的

- ・委員会は、川崎市において“市民が主役のまちづくり”を実現するための自治基本条例を策定する意義と目的、そして『かわさき版自治基本条例』に盛り込むべき内容について検討し、多くの市民意見を反映させながら、それらを取りまとめ、市長に報告することを目的とします。

「資料2：自治基本条例検討委員会設置要綱」第1条（目的及び設置）第2条（所掌事務）参照。

(2) 委員会のスケジュールと条例の制定まで

- ・委員会は、平成16年8月下旬を目途に最終報告を取りまとめ、市長に報告することを目指します。
- ・また、それまでの間に、委員会での検討内容について、広く市民に報告し、議論する場として、2度の市民討議（4月下旬の中間報告、7月下旬の最終報告（予定））を開催することとします。
- ・なお、最終報告の内容としては、自治基本条例を策定する意義と目的、条例に盛り込むべき内容を想定しています。



3. 自治基本条例検討委員会の検討体制について

(1) 委員会について

【構成メンバー】市民委員 30 名と学識者委員 4 名で構成します。

市民委員：公募者のうち抽選により選任された方

学識者委員：金井利之さん（東京大学大学院法学政治学研究科助教授）

（五十音順）小島 聡さん（法政大学人間環境学部助教授）

辻山幸宣さん（（財）地方自治総合研究所理事・主任研究員）

村上 順さん（神奈川大学法学部教授）

【任期】平成 16 年 10 月 31 日までとします。

【役員】委員長 1 名と副委員長 2 名を置きます。

委員長：学識者委員から選出

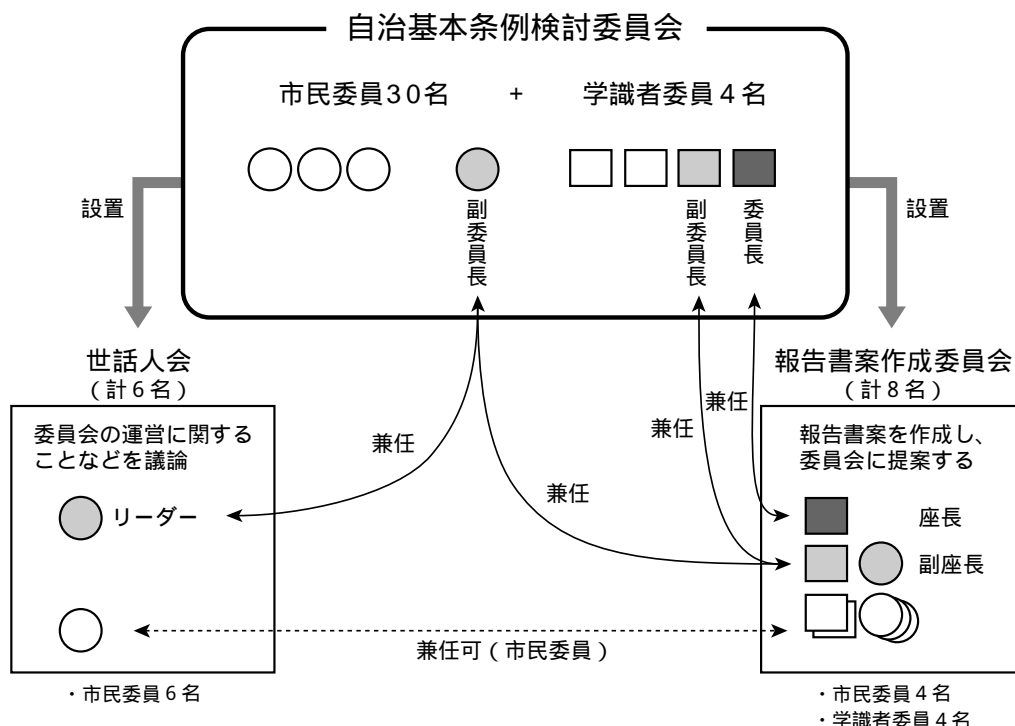
委員長は、委員会を代表し、議事その他の会務を総理します。

副委員長：市民委員及び学識者委員から、それぞれ選出

副委員長は、委員長を補佐します（委員長に事故あるとき等は、委員長の職務を代行します）。

委員会には、「世話人会」と「報告書案作成委員会」を置きます。

委員会と世話人会、報告書案作成委員会の関係



(2) 世話人会

【会の役割】 委員会をスムーズかつ効率的に運営していくため、学識者委員や事務局とともに、委員会の運営に関することについて検討します。

【構成メンバー】 市民委員から選出された6名の世話人で構成します。

なお、世話人の選出は、第3回委員会の冒頭で行う予定です。

【リーダー】 世話人の互選により、リーダー1名を選出します。

なお、世話人会のリーダーが、委員会の副委員長（市民委員選出）を担うことが考えられます。

【開催頻度】 必要に応じて開催します。開催する場合は、委員会開催日の会議前または会議後に開催することを原則とします。

【委員会との関係】 委員会においては、議事進行の補助を行い、グループ討議を行う場合には、討議の進行・まとめ役を担います（例えば、3グループに分かれて討議を行う場合、世話人2名1組で1グループの進行・まとめ役を担うこととなります）。

(3) 報告書案作成委員会

【会の役割】 委員会の検討結果を取りまとめ、中間報告書案および報告書案を作成します。

【構成メンバー】 学識者委員4名と副委員長（市民委員選出）、副委員長以外の市民委員から選出された3名の市民委員の計8名の作成委員で構成します。

なお、作成委員の選出は、作成委員会の開催が必要になった時に行う予定です。

【座長と副座長】 座長は委員長、副座長は副委員長（2名）が担います。

座長は、作成委員会の進行・まとめ役を担い、副座長は、それを補佐します。

【開催頻度】 必要に応じて開催します。

（中間報告までに2～3回程度開催することが考えられます。）

(4) 事務局

・委員会には、運営を支援するために事務局を置き、総合企画局政策部が担います。

・また、そのサポートをコンサルタント（(株)社会空間研究所）が担います。

